

令和 8 年 7 月 31 日

岩手県交通株式会社
代表取締役 本田 一彦

当社への行政処分について

この度、当社の胆江営業所において、運転士が出勤時に行うべきアルコール検知を運行管理者が代わって実施し、点呼の記録を不実記載していたことを受け、本日、東北運輸局より行政処分を受けましたのでお知らせいたします。公共交通に携わる社会的に重い責任を負っているにもかかわらず、決められた手続きを逸脱し、行政処分を受けるに至ったことにつきまして、利用者並びに関係者の皆様方に対しまして深くお詫びを申し上げます。

今回の処分を非常に重く受け止め、利用者の安全を確保すべき公共交通事業者の使命を再認識し、今後、同様の事案の再発防止に全力を挙げるとともに、決められた手続きやルールは厳守するという意識を全社的に徹底するよう努めてまいります。

本事案の詳細につきましては以下のとおりです。

記

1. 事案が判明した経緯

本事案は、本年 1 月、「運転士に代わって運行管理者がアルコール検知を実施していた」と通知があり、翌日、点呼録画映像を確認したところ、指摘のとおり不正にアルコール検知を実施し、点呼の記録を不実記載していたことを確認いたしました。

2. 事案判明後の当社の対応

事案判明後、対象者 1 名ずつ本社で事情聴取を行い、その後、事情聴取内容を踏まえ、労使で懲戒内容を協議する会議を開催し、対象者の処分を決定しました。

3. 本事案判明後再発防止に向けて実施した対策

毎月本社で開催する会議内や、労使で輸送の安全に関する取組を協議する会議内で情報を共有し、ルールを守って厳正に点呼執行を実施し、その記録を正確に記録に残すよう再徹底を図りました。

また、据置型アルコール検知器は、センサー本体が固定スタンドから取り外しできることが、不正使用が可能となった要因の一つであると判断し、胆江営業所を含む全営業所について、センサー本体が固定スタンドから取り外しできないようシリアルナンバー付の結束バンドで固定しました。

なお、シリアルナンバーは、本社で管理しております。

加えて、アルコール検知状況は写真付きで保存されますが、その写真にアルコール検知器センサーの呼気吹き込み口が反映されるよう全営業所について調整しました。

更に、年 2 回、アルコール検知器業者が全営業所を巡回した上でセンサー交換を行うこととなっておりますが、その都度、本社からシリアルナンバー付結束バンドを送ることで、センサー交換後においてもセンサー本体を固定スタンドから取り外しできないようにする対応を継続するとともに、検知後の記録写真にセンサーの呼気吹き込み口が反映されているかの確認も継続して行ってまいります。

以 上